宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年２月12日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令07全保2570	株式会社Ｅ・Ｍ・Ｍコーポレート	東京都知事(1)105009	代表取締役倉地三枝子	東京都新宿区新宿１―19―６ＩＳビル203号	1000万円
令07全保2571	株式会社プラス	国土交通大臣(1)9944	代表取締役辻文隆	兵庫県尼崎市杭瀬南新町２丁目５―19―Ｂ	1500万円
令07全保2572	株式会社村本	北海道知事(石狩７)5836	代表取締役村本克夫	北海道恵庭市漁町２丁目５―13	1000万円
令07全保2573	有限会社アクトライフ	北海道知事(石狩７)5922	代表取締役中田忠	北海道札幌市東区北46条東16丁目１―37	〃